

廃棄物の適正処理等に関する法律案要綱

第一 全部改正の趣旨

経済社会の発展に伴う廃棄物の量の増大及び質の多様化等に対処して生活環境の保全等を図るとともに、資源循環型社会の形成に資するため、廃棄物処理の責任及び費用負担の原則の下、廃棄物の減量及び処理に関する事業者等の責務を明らかにし、有害物質を含有する廃棄物や危険有害廃棄物の適正処理について定め、廃棄物処理業の許可の更新制度及び廃棄物処理施設の設置の許可制度を設け、産業廃棄物についての積荷目録制度を導入し、廃棄物処理センターを指定する制度を新設し、廃棄物の放置等に係る支障除去命令の制度について規定し、罰則を強化する等、現行の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の全部を改正し、廃棄物の処理に関する法制を再構築すること。

第二 目的等

一 目的

この法律は、廃棄物の減量及び処理に関する事業者、地方公共団体等の責務を明らかに

し、並びに廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再資源化及び処分、有害物質の貯蔵等の処理を行わせ、有害物質を使用する製品に係る廃棄物を回収させること等により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、資源循環型社会の形成に資することを目的とすること。（第一条関係）

二 廃棄物処理の責任及び費用負担の原則等

1 産業廃棄物の処理は排出事業者が自らの責任において行い、一般廃棄物の処理は市町村が行うこと。（第三条関係）

2 一般廃棄物の処理費用については、条例で定めるところにより、事業系一般廃棄物は排出者負担、生活系一般廃棄物は粗大ごみ等を除き市町村負担とすること。（第五十七条）

第三 事業者の責務等

一 排出事業者は、廃棄物とその資源性に配慮して適正に処理し、再生利用等により廃棄物を減量する等国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないこと。（第四条関係）

- 二 製造業者等は、製品が廃棄物となった場合における適正処理の困難性について事前評価し、適正処理の容易な製品の開発に努め、製品の適正処理に関する情報を提供し、及び製品が廃棄物となった場合の回収・再生利用に努めなければならないこと。（第五条関係）
- 三 国民は、廃棄物の減量及び処理に関し、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用に努め、廃棄物を分別排出する等国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないこと。（第六条関係）
- 四 市町村は、自ら生活系一般廃棄物の収集、運搬及び処分の事業を実施することができるような処理体制の整備に努めるとともに、職員の資質の向上、作業方法の改善等を図らなければならないこと。（第七条第一項関係）
- 五 都道府県は、市町村に対し技術的援助を与えるとともに、産業廃棄物の適正処理について必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。（第七条第二項関係）
- 六 国は、廃棄物の処理技術の開発を推進し、廃棄物の処分に係る熱エネルギー等の有効利用を促進し、及び廃棄物総合管理情報システムを構築しなければならないこと。（第八条

関係)

第四 廃棄物処理計画等

- 一 都道府県知事は、その区域内の産業廃棄物の適正処理を確保するため、産業廃棄物の減量及び適正処理、処理施設の整備、再資源化等に関し、産業廃棄物処理計画を定めなければならないこと。(第十三条関係)
- 二 市町村は、その区域内の一般廃棄物の適正処理を図るため、一般廃棄物の減量及び適正処理、分別収集、再資源化、処理施設の整備等に関し、一般廃棄物処理計画を定め、処理の事業を行わなければならないこと。(第五十条及び第五十一条関係)

第五 特定有害物質

- 一 水銀、カドミウム、P C B等別表に定める物質で政令で定める性状のものを特定有害物質とすること。(第二条第四項関係)
- 二 特定有害物質を含有する産業廃棄物については、埋立処分又は海洋投入処分を行ってはならないこと。(第十一条関係)

三 事業者は、特定有害物質を含有する産業廃棄物がある事業場ごとに、特定有害物質管理責任者を置かなければならないこと。（第十七条関係）

四 事業者は、公害防止事業団に委託する場合を除いて、特定有害物質の貯蔵を自ら行わなければならないこと。（第十五条第一項関係）

五 公害防止事業団は、その貯蔵に係る特定有害物質について、その無害化、再資源化等の処理を行うことができること。（第二十四条第二項関係）

六 特定有害物質使用製品の回収等

1 特定有害物質使用製品の製造業者等は、当該製品に係る一般廃棄物を回収し、又は当該一般廃棄物から当該特定有害物質を除去しなければならないこと。（第五十九条第一項関係）

2 特定有害物質使用製品の製造業者等は、当該製品に係る一般廃棄物の回収又は特定有害物質の除去（以下「製品回収等」という。）を行う旨及びその方法を当該製品に表示しなければならないこと。（第五十九条第二項関係）

3 厚生大臣は、製造業者等に対し、製品回収等又は表示を行うべきことを命ずることができ、これに従わない者については、その旨を公表することができること。（第五十九条第三項及び第四項関係）

4 消費者は、廃棄する旨を連絡する等製造業者等が行う製品回収等に協力しなければならず、また市町村は、集積場所を提供する等の配慮をしなければならないこと。（第六十条及び第六十一条関係）

第六 危険有害廃棄物

一 感染性、爆発性、毒性等により処理作業従事者の安全衛生を損なうおそれのあるものとして政令で定める廃棄物を危険有害廃棄物とすること。（第二条第五項関係）

二 製造業者等は、その構造及び材質からみて危険有害廃棄物となるおそれのあるものとして政令で定める製品の製造等を行うときは、その旨及びその適正な廃棄方法を製品に表示しなければならないこと。（第五十五条第一項関係）

三 厚生大臣は、製造業者等に対し、二の表示を行うべきことを命ずることができ、これに

従わない者については、その旨を公表することができること。（第五十五条第二項及び第三項関係）

四 住民は、危険有害廃棄物である生活系一般廃棄物については、分別する等適正に排出しなければならないこと。（第五十六条第一項関係）

五 事業者は、その事業活動に伴い危険有害廃棄物を排出する場合には、その性状に応じてこん包し、危険有害廃棄物である旨を表示する等所定の措置を講じなければならないこと。（第十五条第二項及び第五十六条第二項関係）

第七 積荷目録

一 事業者は、その産業廃棄物の処理を第三者に委託する場合には、積荷目録を発行しなければならないこと。（第十九条第一項関係）

二 事業者は、委託に係る産業廃棄物の処理の結果を、積荷目録の写しを添付して、三月ごとに、都道府県知事に報告しなければならないこと。（第二十一条第一項）

三 二の報告を受けた知事は、当該報告の内容を、産業廃棄物の最後の段階の処理が行われ

たと認められる地を管轄する都道府県知事に通知しなければならないこと。（第二十一条第二項関係）

四 事業者は、委託に係る産業廃棄物の処理が適正に行われなかったおそれがあると認めるときは、その旨を都道府県知事に報告しなければならないこと。（第二十二条第一項）

五 四の報告を受けた知事は、当該報告の内容を関係都道府県知事に通知しなければならないこと。（第二十二条第二項関係）

第八 廃棄物処理業

一 産業廃棄物処理業は都道府県知事の許可制とし、一般廃棄物処理業は市町村長の許可制とし、この法律違反により処罰されて五年を経過しない等の場合は、許可をしてはならないこと。（第二十六条、第二十八条、第六十二条及び第六十三条関係）

二 許可の有効期間は、廃棄物の収集業又は運搬業については三年、廃棄物の処分業については五年とすること。（第三十条及び第六十八条第一項関係）

第九 廃棄物処理施設

一 設置の許可

- 1 廃棄物処理施設の設置は、都道府県知事の許可制とすること。（第三十七条及び第六十九条関係）
- 2 許可基準は、一定の能力基準に適合すること、一定の経理的基礎を有すること及び最終処分場にあつてはその設置場所が国立公園等の区域内にないこととすること。（第三十九条第一項及び第七十一条第一項関係）
- 3 都道府県知事は、許可に際しては、環境アセスメントの結果を十分配慮しなければならないこと。（第三十九条第二項及び第七十一条第二項関係）
- 4 設置者は、施設を一定の基準に従って維持管理するとともに、技術管理者を置かなければならないこと。（第四十四条、第四十五条、第七十三条及び第七十六条関係）
- 5 都道府県知事は、最終処分場について、その設置の許可を取り消し、又はその廃止の届出を受けた場合には、災害防止措置命令を出すことができること。（第四十八条及び第七十五条関係）

二 市町村等による設置

- 1 事業団、都道府県又は市町村は、都道府県知事の認可を受けて、産業廃棄物処理施設（事業団が設置する産業廃棄物処理施設にあつては、その貯蔵に係る特定有害物質を処理するためのものに限る。）を設置することができること。（第四十九条関係）
- 2 市町村は、都道府県知事の認可を受けて、一般廃棄物処理施設を設置することができること。（第七十七条関係）

三 排出事業者は、産業廃棄物処理施設をその事業場内に設置するときは、産業廃棄物処理責任者を置かなければならないこと。（第十六条関係）

四 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の最終処分場のある土地についての台帳を作成し、これを保管しなければならないこと。（第九十五条第一項関係）

第十 廃棄物処理センター

- 一 厚生大臣は、適正処理が困難な一般廃棄物等の処理の確保に資することを目的として設立された民法法人であつて、その基本財産の過半を地方公共団体が拠出しているものを、

都道府県ごとに一に限り、廃棄物処理センター（以下「センター」という。）として指定することができること。（第七十八条第一項関係）

二 センターは、市町村の委託を受けた適正処理が困難な一般廃棄物の処理、産業廃棄物の処理及びこれらの処理を行うために必要な施設の設置を行うこと。（第七十九条第一項関係）

三 センターは、基金を設け、製造業者等、排出事業者その他の者から出えんされた金額の合計額をもってこれに充てるものとする。こと。（第八十条関係）

四 国は、センターに対し、予算の範囲内で、適正処理が困難な一般廃棄物の処理を行うための一般廃棄物処理施設及び一定の産業廃棄物処理施設の設置に要する費用の一部を補助することができること。（第八十四条関係）

第十一 リサイクルセンター

市町村は、再生利用が可能な一般廃棄物の回収、不用品の補修及び交換等を住民の理解と協力の下に行うことを目的とする施設として、リサイクルセンターを設置するものとする。

ること。（第五十八条関係）

第十二 支障除去命令等

- 一 都道府県知事は、廃棄物の放置又は放出により生活環境の保全上重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、当該支障の原因者に対し、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができること。（第九十二条第一項関係）
- 二 都道府県知事は、一により措置を講ずべき者がその措置を講じない等の場合は、自らその措置を講じ、それに要した費用について、原因者及び排出事業者に負担させることができること。（第九十三条第一項及び第二項関係）

第十三 国庫補助等

- 一 国は、市町村に対し、廃棄物に係る一定の処理施設及び再資源化施設、リサイクルセンターの設置費用等について、その一部を補助することができること。（第九十六条第一項関係）

二 国は、都道府県に対し、産業廃棄物に係る一定の処理施設及び再資源化施設の設置費用について、その一部を補助することができること。（第九十六条第二項関係）

三 廃棄物の放置等に係る支障除去のための措置を都道府県が講じた場合において、その費用を都道府県が負担するときは、国は、当該都道府県に対し、その経費の一部を補助することができること。（第九十七条関係）

四 国は、廃棄物の処理施設及び再資源化施設の設置に必要な資金の融通又はそのあっせんに努めるものとする。こと。（第九十八条関係）

第十四 廃棄物適正処理指導員

一 廃棄物の適正処理に関する指導及び立入検査の職務を行わせるため、都道府県及び市町村に、廃棄物適正処理指導員を置くこと。（第九十四条関係）

第十五 その他

一 三年以下の懲役・三百万円以下の罰金の法定刑を設ける等罰則を強化すること。（第六章関係）

二 その他所要の規定を整備すること。

第十六 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。（附則第一条関係）

二 積荷目録に関する規定は、一定の紙くず等については、当分の間適用しないものとする
こと。（附則第二条第二項）

第十七 その他の法律改正等

一 公害防止事業団法（昭和四十年法律第九十五号）の一部改正（附則第十三条関係）

1 公害防止事業団の業務に、特定有害物質を貯蔵し、及びその無害化、再資源化等の処理を行い、並びにこれらの業務を行うために必要な施設を設置することを加えること。

（第十八条第一項第六号関係）

2 公害防止事業団の主務大臣に、厚生大臣を加えること。（第二十条第一項、第三十四条及び第三十五条関係）

- 二 事業団の業務の用に供する特定有害物質の貯蔵施設及び処理施設の設置事業を土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の収用適格事業とすること。（附則第十四条中第三条第二十七号の二関係）
- 三 廃棄物処理施設整備緊急措置法（昭和四十七年法律第九十五号）の廃棄物処理施設整備事業に公害防止事業団が実施するものを含め、及び廃棄物処理施設整備計画に定める廃棄物処理施設整備事業の期間を、昭和六十五年度までから平成七年度までに延長すること。（附則第十五条中第二条第二項及び第三条関係）
- 四 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の浄化槽清掃業の許可に係る欠格事由を拡大すること。（附則第十六条中第三十六条第二号関係）
- 五 その他必要な経過措置等所要の規定を置くこと。